

第1章 目的と位置づけ

「中央区緑の基本計画」は平成 11 年 3 月に策定されてから 10 年を経過し、その後の中央区を取り巻く環境や情勢の変化を受け、今回、改定を行うものです。

本計画は、中央区の様々なまちづくりの動きや、空間的制約、社会的動向を踏まえ、区全体の骨格的な緑づくりの方向から地域の個性にあわせた緑化施策まで、総合的な緑の施策の指針を立てることにより、中央区における緑とオープンスペースの整備及び保全に関する施策を総合的かつ計画的に実現し、うるおいのある安全で快適なまちづくりを推進することを目的として策定します。

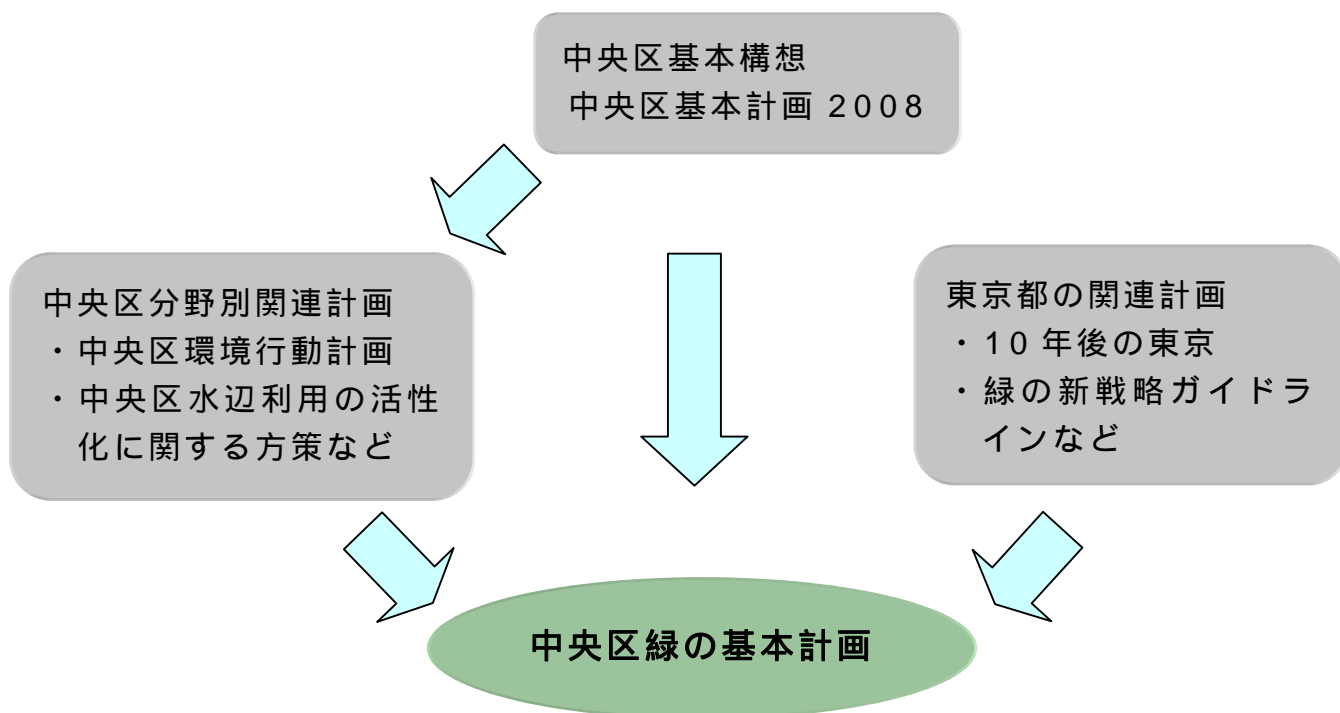
この計画は、緑づくりの中心となる公園緑地をはじめ、河川、道路、学校等の公共施設及び事務所、住宅、社寺等の民間施設の緑づくりの推進に関する計画で、今後の中央区の緑に関する諸施策の基本となります。

計画策定にあたっては、平成 16 年の都市緑地法、景観法の制定、都市公園法の改正を受け、これら新しい制度を積極的に位置づけ、活用するとともに、東京都が「10年後の東京」で示す「水と緑の回廊に包まれた、美しいまち東京を復活させる」方針に基づいた諸施策を踏まえて行うものです。

また、中央区が「中央区基本構想」や「中央区基本計画 2008」に示した将来像に合致するとともに、「中央区環境行動計画」や「中央区水辺利用の活性化に関する方策」といった関連計画との整合を図り、計画を推進していきます。

なお、東京オリンピックについては、開催都市の決定が平成 21 年 10 月であるため本計画では考慮しませんが、東京が開催都市に決定した場合は、オリンピックスタジアム周辺の緑について別途東京都と協議します。また、築地市場移転問題については、豊洲地区の土壌汚染問題が未解決であるものの、地元責任を有する基礎的自治体として、万が一の場合も想定した計画とします。

図 1-1 中央区緑の基本計画の体系



第2章 上位関連計画の整理

東京都の計画

1. 10年後の東京(平成18年12月)

1) 10年後に向けた8つの目標

都市戦略を実行あるものとするため、10年後に向けた8つの目標を示し、今後の政策展開を図るとしてしています。

- 1 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる
- 2 三環状道路により東京が生まれ変わる
- 3 世界で最も環境負荷の少ない都市を実現する
- 4 災害に強い都市をつくり、首都東京の信用を高める
- 5 世界に先駆けて超高齢社会の都市モデルを創造する
- 6 都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する
- 7 意欲ある誰もがチャレンジできる社会を創出する
- 8 スポーツを通じて次代を担う子どもたちに夢を与える

2) 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる

東京の成長過程で失われた、水と緑に囲まれた都市空間を再生するとともに、美しい都市景観を創出し、東京の価値を更に高めます。

< 10年後の東京の姿 >

東京に皇居と同じ大きさの緑の島が出現

- ・「海の森」を中央防波堤内側処分場に整備

都心の700haの緑をグリーンロードネットワーク(セントラルパークの2倍)

- ・「海の森」から都心の既存大規模緑地を、幹線道路の街路樹で結び、風の道を創出

新たに1,000haの緑を生み出す(サッカー場1,500面)

- ・あらゆる都市空間の隙間を緑化(400ha)
- ・都市公園を整備(300ha)
- ・都内の全公立小中学校の校庭芝生化(300ha)
- ・水辺空間を緑でネットワーク 等

都内の街路樹を100万本に倍増

東京都全体で緑のムーブメント

- ・都市開発事業者が、自ら緑を増やす工夫
- ・新たな募金の仕組み創設、都民・企業が一体参加 等



図 2 - 1 10年後の東京の姿



中央区の計画

2. 中央区基本構想（平成10年6月）

1) 中央区の将来像と基本的方向

中央区基本構想では、中央区の将来像を

「生涯躍動へ 都心再生

個性がいきる ひととまち」

とし、まちづくりの基本的方向として、以下に示す4つの方向性が示されています。

- (1) 100万人が住み・働き・楽しめるまち中央区
- (2) 都心コミュニティが息づくまち中央区
- (3) 個性豊かなまち中央区
- (4) 世界に誇れる風格あるまち中央区

2) 基本目標

中央区の将来像実現のために、3つの基本目標を定めています。

- (1) 思いやりのある安心できるまち
- (2) うるおいのある安全で快適なまち
- (3) にぎわいとふれあいのある躍動するまち

緑については、「うるおいのある安全で快適なまち」を実現する方策の中で次のように示されています。

水と緑につつまれた環境の整備

やすらぎやレクリエーションの場とともに、災害時にも重要な役割を果たすオープンスペースについては、公園・緑地の拡充整備や市街地再開発事業、河川・運河、広幅員道路などの整備のなかで創出します。

とくに、沿道の緑化とあわせ、隅田川をはじめとする豊かな水辺において、親水緑地空間の整備を促進し、水と緑のネットワークを形成します。



3. 中央区基本計画2008(平成20年2月)

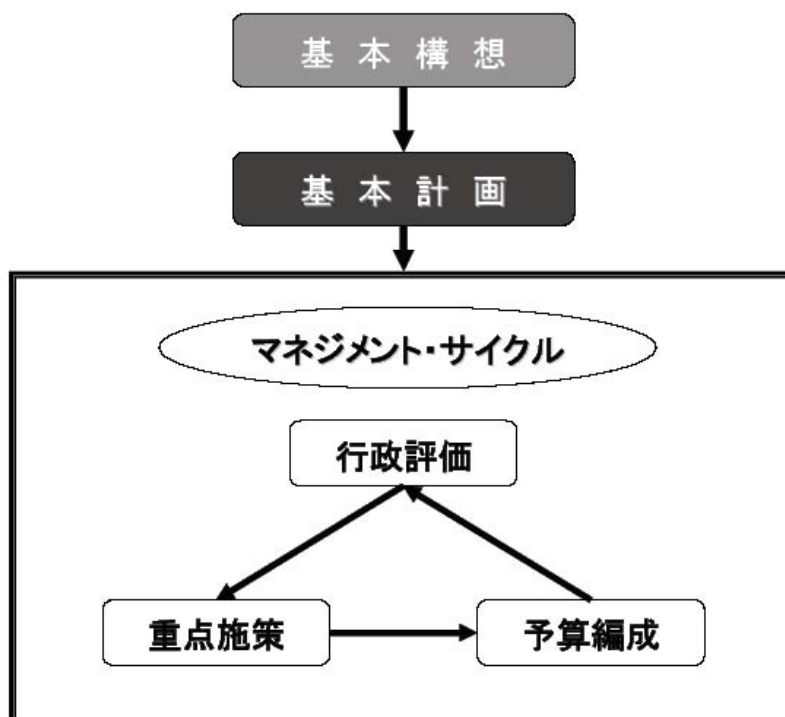
1) 計画の目的

中央区基本構想で定められた将来像「生涯躍動へ 都心再生 - 個性がいきる ひととまち」及び3つの基本目標「思いやりのある安心できるまち、うるおいのある安全で快適なまち、にぎわいとふれあいのある躍動するまち」の実現に向け、主要な施策及び基幹的事業を体系的に明らかにする「基本計画2008」を策定するものです。

2) 計画の位置づけ

本計画を基に、「行政評価(施策評価・事務事業評価)」を行い、計画の進捗よく状況を点検するとともに、施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、予算編成につなげていく「区政運営のマネジメントサイクル」を構築します。

図2-2 計画の位置づけ



3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成20(2008)年度から平成29(2017)年度までの10年間とします。



4) 個別施策

うるおいのある安全で快適なまち

公園・緑地・水辺

「公園・緑地・水辺」に関して、施策の方向、施策の体系は次のように設定されています。

(1) 施策の方向

公園・児童遊園等の整備・充実

大規模再開発および公共用地等の活用により、遊び場や憩いの場となる公園・児童遊園等の確保を図ります。

また、地域のニーズに配慮しながら、施設が老朽化した公園・児童遊園などの改修を推進し、質的な向上を図ります。

水と緑のネットワークの形成

東京都、民間事業者との連携のもと、ヒートアイランド現象等の緩和に向け、水辺沿いの緑化やオープンスペースの確保、街路樹の植栽等による道路の緑化を推進します。

緑化に際しては、花や紅葉が美しい樹木、実のなる樹木を植栽するなど、良好な景観形成や昆虫・鳥等の生物の回復にも十分配慮します。

安全・快適な水辺環境の整備・充実

隅田川など中央区がもつ貴重な資源である水辺について、うるおいとやすらぎにあふれた空間として整備するとともに、水辺を利用した、にぎわいを創出するための事業を推進します。

緑化の普及・啓発

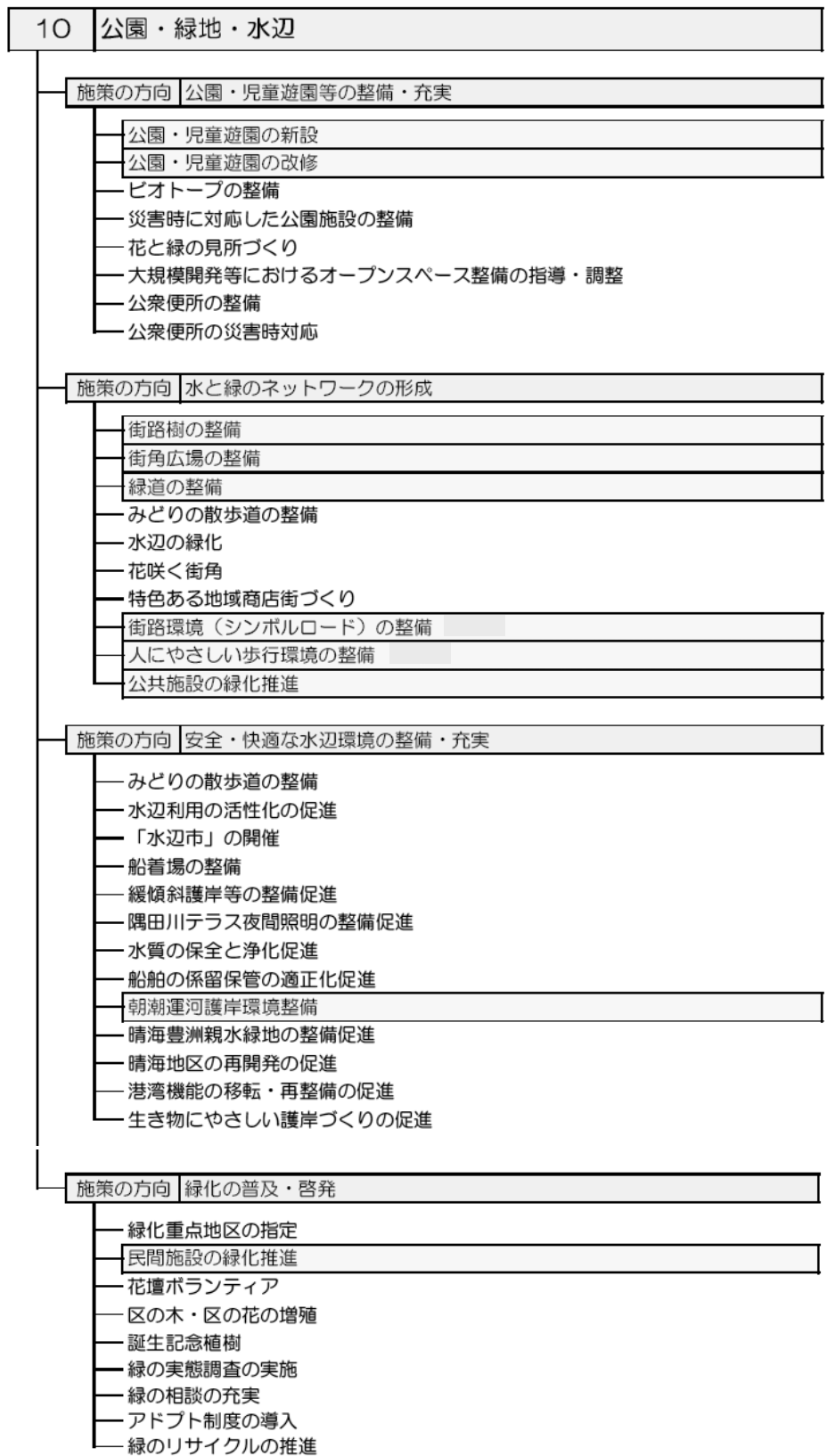
緑化を促進するため「中央区緑の基本計画」を改定し、緑化重点地区の指定を検討します。

あわせて、公共施設の緑化を推進するとともに、屋上緑化をはじめ民間施設に対する緑化指導の充実や助成措置の拡充を図ります。

また、区民・事業者との協働による緑化や花壇の管理等の活動を促進します。



(2) 施策の体系



計画事業



4. 中央区環境行動計画（平成20年3月）

1) 環境像

水辺や豊かな緑と共生し、みんなで環境をよくするまち 中央区

2) 基本目標

望ましい環境像を達成するために、次の5つの基本目標を定めました。

1 地球環境

地球温暖化対策が進んでいるまちを作ります -

低炭素型の都市構造の整備が進み、温室効果ガスの排出量が削減されつつあります。

2 都市環境

- 環境負荷の少ないまちをつくります -

美しいまちなみを風が通り抜ける、過しやすい都市になっています。

3 生活環境

- 健康で快適に暮らせるまちをつくります -

空気がきれいで、騒音や振動の少ない、美しいまちになっています。

4 自然環境

- 水辺や緑に囲まれたまちをつくります -

河川がきれいになり木や花も増え、多様な生き物が生息しています。

5 地球の環

- 区民・事業者・区が協働して、楽しみながら環境活動を実践しているまちをつくります -

みんなが一体となり、それぞれが主役となって、生き活きと環境活動に取り組んでいます。



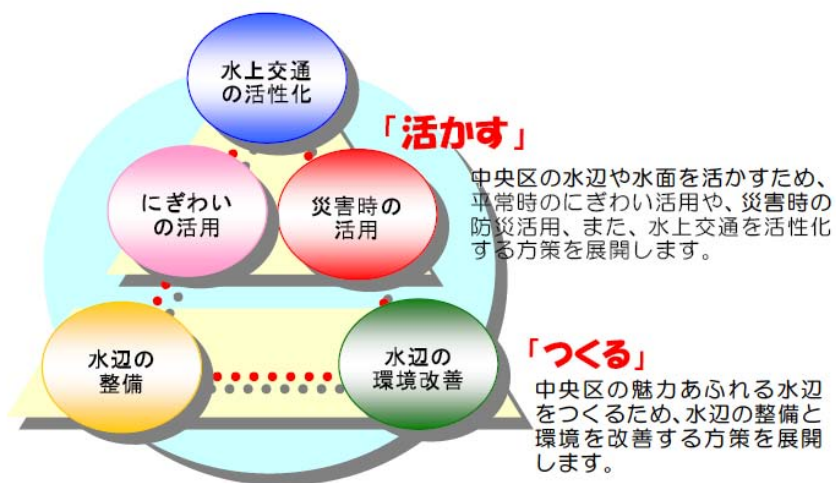
5. 中央区水辺利用の活性化に関する方策（平成 18 年 4 月）

1) 基本理念

「中央区水辺利用の活性化に関する方策」において基本理念は、次のように定められています。

水の都中央区の復活
 ~ 水辺とともに歩む中央区をめざして ~

2) 5つのテーマと方策の目標



3) テーマ別方策の体系

基本理念に基づく5つのテーマと方策目標、および方策項目は次のように整理されています。

水辺の整備 「美しい水辺の景観の創出」	
方策目標	方策内容
水辺の景観整備	水辺の公園・緑地等の整備
	水辺の遊歩道の整備
	水辺の緑化促進
水辺の にぎわい拠点の整備	水辺のにぎわい拠点の創出
	船着場の整備促進
水辺に向けた まちづくりの誘導	水辺に向けたまちづくりを促進するための考え方



水辺の環境改善

「きれいな水と秩序ある水辺環境の創出」

方策目標	方策内容
水質改善の促進	下水の高度処理及びしゅんせつなどの促進
	水質浄化への取り組み
船舶係留の適正化	船舶係留保管適正化の促進

にぎわいの活用

「にぎわいと活気のある水辺の創出」

方策目標	方策内容
水辺における にぎわい活動の促進	水辺へのオープンカフェなどの実施の促進
	水辺・水域・船着場などを利用したイベントなどの促進
	観光・商業施設との連携
	水上スポーツ・レジャーなどの促進
水辺の情報発信	水辺情報のPR
地域との連携	地域や団体等と協働した水辺づくり

災害時の活用

「安全・安心の水のネットワークの創出」

方策目標	方策内容
災害時の 水上輸送の活用	災害時の水上輸送のしくみづくり
災害時の 水辺の活用	災害時に対応した水辺のオープンスペースづくり
	消防水利としての利用の促進

水上交通の活性化

「快適な水上交通ネットワークの創出」

方策目標	方策内容
水上交通の導入	観光を目的とした水上交通の検討
	広域路線の検討



第3章 現況の整理

1. 中央区のあゆみと緑

1) 中央区のなりたち

中央区は、昭和 22(1947)年 3 月 15 日、旧日本橋区と京橋区が統合され誕生しました。

区名の示すとおり、東京 23 区のほぼ中央に位置し、その区域は、両国橋下流の隅田川右岸に沿って帯状のひろがりを見せる日本橋・京橋地区と隅田川河口に位置する佃および明治以降これに隣接して埋め立てられた月島・晴海地区などから成り立っています。

2) 中央区の歴史

中央区の大部分の土地は、慶長 8(1603)年の豊島洲崎の埋め立て以来、常に港湾としての利用を考慮しつつ数次にわたる埋め立てによって造成されてきました。

大消費都市江戸の物資搬入路としての江戸湊の整備につれて、そこに居住した人々も職業集団としての町を形成し、それが後には、魚市場・廻船問屋・酒問屋・材木問屋などの河岸問屋を形成してきました。

また、日本橋を起点として五街道に一里塚が築かれるなど、江戸の中心として位置づけられ、興業街等の盛り場の発生をみるなど町人文化の発達とともに、江戸の商工業地帯として最も早く、極めて恵まれた条件のもとで発達してきた地域でした。

このことは、明治以降においても変わることがなく、いち早く銀座煉瓦街が建設され、築地居留地の繁栄とともに、文明開化の先端をきることとなりました。

明治 11(1878)年、中央区の前身である日本橋・京橋の両区が設置され、旧東京市の中心区として発展を続け、関東大震災や戦災によって大きな被害を受けながらも、それを克服し、現在に至っています。



3) 緑のあゆみ

中央区の緑に関する主なトピックス等を以下に示します。

年 号	事 項
慶長 8 年 (1603 年)	・ 江戸幕府が開府。豊島洲崎の埋立工事が行われる。日本橋・京橋が架橋される。
明暦 3 年 (1657 年)	・ 大火発生、江戸の大半焼失。火除地や広小路が整備される。
明治 6 年 (1873 年)	・ 太政官布達。
明治 7 年 (1874 年)	・ 銀座通りに東京都ではじめてマツとサクラが街路樹として植えられる。
明治 21 年 (1888 年)	・ 市区改正条例公布。
大正 8 年 (1919 年)	・ 旧都市計画法制定。公園を都市計画施設に位置づけ。
大正 12 年 (1923 年)	・ 9月1日関東大震災がおり、市内 134カ所から出火。首都の大半を焼失し、日本橋区 100%、京橋区 88.7%が焼失するという壊滅的な打撃を受けた。
大正 13 年 (1924 年)	・ 震災復興大公園 3公園 (浜町・墨田・綿糸) を告示する。 ・ 震災復興小公園 52公園を告示する。
昭和 4 年 (1929 年)	・ 震災復興大公園として浜町公園が開園。
昭和 6 年 (1931 年)	・ 震災復興公園の整備が完了する。
昭和 20 年 (1945 年)	・ 激しい大規模な空襲が相次ぎ、区内の 3分の1が灰じんに帰した。建物疎開、学童疎開で人口激減。太平洋戦争終結。
昭和 21 年 (1946 年)	・ 東京都戦災復興都市計画が策定され、鉄道沿線などに復興計画公園・緑地が 3,343 ha が決定される。
昭和 22 年 (1947 年)	・ 中央区誕生 (日本橋、京橋両区統合)。 ・ 都市計画駅付近広場、街路及び地下道の決定 (東京駅付近)
昭和 25 年 (1950 年)	・ 戦災復興事業が大幅に縮小され、公園計画も 1,760 ha に縮小される。
昭和 26 年 (1951 年)	・ 区営月島運動場開設。
昭和 31 年 (1956 年)	・ 都市計画駅付近広場の決定 (東京駅付近)。 ・ 都市公園法制定。公園の整備水準、配置標準、管理基準等を定める。
昭和 32 年 (1957 年)	・ 東京都都市計画公園の全面的改訂。
昭和 33 年 (1958 年)	・ 中央区公園条例制定。
昭和 34 年 (1959 年)	・ 中央区児童遊園条例制定。
昭和 37 年 (1962 年)	・ 本区初の児童専用公園として鉄砲洲児童公園完成。
昭和 48 年 (1973 年)	・ 都市緑地保全法制定。 ・ 月島第二児童公園内に「ジャブジャブ池」オープン。
昭和 51 年 (1976 年)	・ 中央区都市計画審議会が発足し、第 1 回会議で築地川東支川埋立てに関連する公園の設置を決定。
昭和 52 年 (1977 年)	・ 月島第一小学校付属運動場オープン。 ・ 区立晴海運動公園オープン。
昭和 54 年 (1979 年)	・ 区立浜町運動場オープン。
昭和 55 年 (1980 年)	・ 都市計画公園の決定 (中洲) 及び変更 (常盤)。
昭和 57 年 (1982 年)	・ 月島川沿いに緑の散歩道オープン (西仲橋～月島橋間、以降年々延長される)。 ・ 都市計画公園の変更 (れいめい橋、築地川) 及び児童公園の廃止 (文海)。
昭和 58 年 (1983 年)	・ 緑の散歩道 (西仲橋～月島川水門間) オープン。 ・ ゲートボール場オープン (桜川・あやめ・勝どき)。 ・ 月島川親水護岸オープン (西仲橋、月島橋間左岸。以降逐次増築される)。 ・ 都市計画公園の変更 (あかつき)。



年 号	事 項
昭和 59 年(1984 年)	・ フィールドアスレチックコースオープン(あかつき公園)。 ・ 都市計画公園の決定(石川島)及び変更(佃、築地)。
昭和 60 年(1985 年)	・ 東京都がスーパー堤防整備事業開始(隅田川)。 ・ 佃公園着手。
昭和 61 年(1986 年)	・ 都市計画公園決定(地藏橋)及び変更(蛸殻町)。 ・ 区の木“柳”、区の花“つつじ”が決まる。 ・ 第1回中央区緑の実態調査実施。
昭和 62 年(1987 年)	・ 大川端リバーシティ 21として石川島公園に着手。 ・ 東京都がテラス整備事業開始(隅田川)。
昭和 63 年(1988 年)	・ 長野県穂高町から「柳」寄贈、銀座八丁目に一部植樹。 ・ 豊海運動公園・豊海区民館竣工式。
平成元年(1989 年)	・ 東根市からサクラノボの若木寄贈。 ・ 中央区緑化基本計画策定。 ・ 4月1日 花の都中央区宣言告示。 ・ 5月の第2土曜日を「中央区花と緑の日」と制定。 ・ ほっとオアシスふるさと中央第一回中央区花と緑の祭典を開催。 ・ 誕生記念植樹を実施。
平成 2 年(1990 年)	・ 浜離宮花と緑の集い開催(以後毎年開催)。 ・ 花咲く街角事業開始。
平成 3 年(1991 年)	・ 築地川公園デイキャンプ場オープン。 ・ 第2回中央区緑の実態調査実施。
平成 5 年(1993 年)	・ 桜川屋上公園オープン。
平成 9 年(1997 年)	・ 第3回中央区緑の実態調査実施。
平成 11 年(1999 年)	・ 石川島公園パリ広場完成。 ・ 中央区緑の基本計画策定
平成 14 年(2002 年)	・ 中央区花と緑のまちづくり推進要綱改正。
平成 16 年(2004 年)	・ 都市緑地法制定、景観法制定。 ・ 第4回中央区緑の実態調査実施。
平成 18 年(2006 年)	・ 地球温暖化対策事業として桧原村と「中央区の森」協定締結。
平成 20 年(2008 年)	・ 中央区花と緑のまちづくり推進要綱改正。



2 . 中央区の概況

1) 地勢

(1) 位置

中央区は、東京 23 区のほぼ中央に位置しており、東は隅田川を境に墨田・江東両区に、西は旧汐留川とこれに続く旧外濠に沿って千代田・港両区に、北は神田川の一部および旧竜閑川を境に千代田・台東両区に接し、南は東京湾に臨んでいます。

(2) 面積

面積は、10.094km² で都総面積の約 0.46%、区部総面積の約 1.62% を占めています。

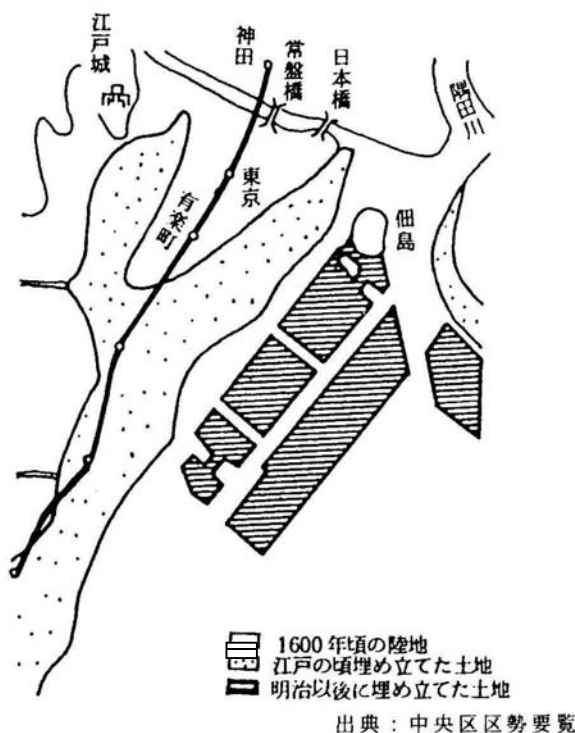
(3) 地 形

中央区の大部分は、江戸時代以後の埋め立てによってできたものであるため起伏に乏しく、傾斜は非常に緩慢です。

図 3 - 1 中央区の位置



図 3 - 2 中央区の変遷



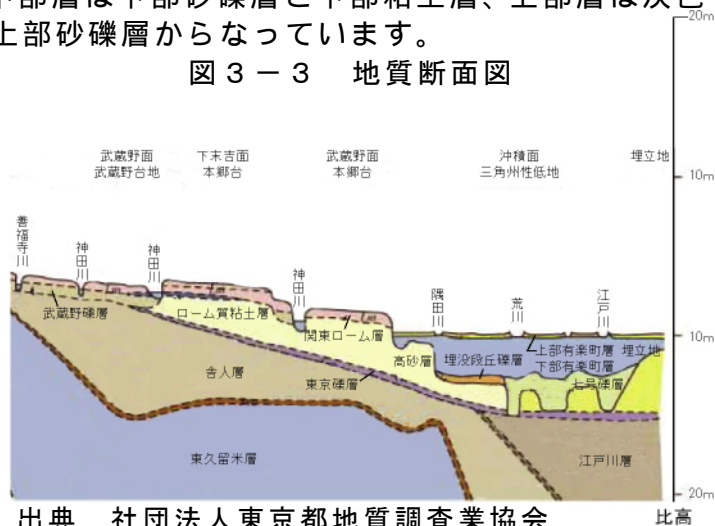
出典：中央区区勢要覧



(4) 地 質

地質は、東京低地の基盤となっている東京層とその上に不整合にのっている有楽町層からなり、東京層は第三紀に生じた岩石で下部、中部、上部の3層からなっています。そして、下部層は、おもに青灰色凝灰質粘土からなり、中部層は下部砂礫層と下部粘土層、上部層は灰色や褐色の砂もしくは礫の上部砂礫層からなっています。

図 3 - 3 地質断面図



出典 社団法人東京都地質調査業協会
技術ノート No. 41 (平成 20 年 10 月) の図に加筆

2) 人口

(1) 夜間人口

中央区の人口は、昭和 28 年に 172,183 人を数えたのち、減少が続き、昭和 50 年 8 月に 10 万人を割り込みました。その後も人口はさらに減少し、平成 9 年には過去最低となる 72,090 人になりました。しかし、定住人口回復施策と近年の地価下落が功を奏し、平成 10 年には、45 年ぶりに人口は増加に転じ、平成 18 年 4 月 4 日、本区が基本構想に掲げて長年目標としてきた定住人口 10 万を達成し、平成 20 年 9 月 17 日定住人口 11 万人となりました。

また、本区は人口の 86% がマンションなど集合住宅に居住しているのが特徴です。

(2) 昼間人口

中央区は夜間人口こそ 23 区の中で、千代田区に次いで人口の少ない区ですが、区内の各会社・商店・事務所などに通勤し、区内各学校へ通学してくる人々などをあわせた昼間人口は、平成 17 年の国勢調査によると約 65 万人です。これに、商業・経済の中心地という本区の特徴から、商業・社用・観光などで一時的に入り込む人々を加えると膨大な数になると思われます。

(3) 人口構成

中央区における年齢別の人口構成は、平成 20 年 6 月 1 日現在、生産年齢人口 (15 ~ 64 歳) が 79,813 人と最も多く、次に老年人口 (65 歳以上) の 18,029 人、年少人口 (0 ~ 14 歳) の 11,504 人です (住民基本台帳による)。

また、平成 10 年と平成 20 年の年齢別人口構成を比較すると、25 歳 ~ 44 歳の増加が顕著であるとともに、年少人口の増加も特徴的です。



3) 産業

事業所・企業統計調査による平成18年の事業所数は、44,094と港区に次いで都内第2位であり、従業員数は723,882人で都内第3位となっています。

また、平成16年の商業統計調査では、小売業の年間販売額が1兆3,068億9,700万円で都内第2位の販売額となっています。このように、中央区は首都東京の中心として、商業・経済をはじめ文化・情報の中核機能など多様な都心機能が集積展開しています。

(1) 業務機能

業務機能は、日本橋地区西北部の本石町・本町一帯、東京駅前の八重洲・日本橋・京橋・兜町一帯と昭和通り以西の広い範囲に集中していますが、隅田川方面にも拡大しています。

(2) 商業機能

商業機能は、中央区全体に分布していますが、特に日本橋・八重洲・銀座一帯には百貨店・娯楽業・飲食業が集中しており、近年は銀座への海外ブランドの出店が増加しています。

また、日本橋の横山町・馬喰町・富沢町・堀留町一帯には、繊維関連の卸売業が集中し、さらに築地地区には、中央卸売市場周辺の食品卸売業などが集積しています。

さらに、日本橋人形町や月島には特色ある商店街があり、晴海にも大規模な商業施設が出現しています。

(3) 工業機能

工業機能は、中央区の東半分に分布していますが、特に入船・湊・八丁堀などには、印刷・製本など都心立地型の製造業が、また、築地地区には、中央卸売市場との関連から食品工業が多数立地しています。一方、月島地域では大規模な鉄工業・機械工業のほとんどが区外に移転し、現在は小規模な工場が点在しています。

4) 歴史・文化

中央区は江戸開府以来、日本の文化・商業・情報の中心として栄え、歴史と伝統を引き継ぎながら、常に時代の先端をリードする活気とにぎわいのあふれるまちとして発展してきました。そして、今日まで日本橋や銀座など、地域ごとに特色ある独自の文化的魅力を国内外に発信しています。

また、区内には歌舞伎座や明治座、新橋演舞場など伝統ある劇場をはじめ、映画館や美術館などの文化施設が集積しており、都心にふさわしい多彩な文化活動がさまざまな主体により展開されています。さらに、伝統芸能をはじめ、史跡・旧跡や歴史的建造物などの文化遺産も多数継承されています。



5) 交通

(1) 道路

平成19年4月現在、中央区内の道路延長は、約182.3kmであり、道路率(中央区の面積に対する道路面積の割合)は約29.3%と23区中最も高い率となっています。

高速道路は、首都高速道路1号線・4号線・4号線分岐線・6号線・8号線・9号線が区内を通っており、また、箱崎町には、6号線と9号線を結ぶインターチェンジを利用して、成田空港と都心を直結する東京シティ・エア・ターミナルが開設されています。

(2) 交通機関

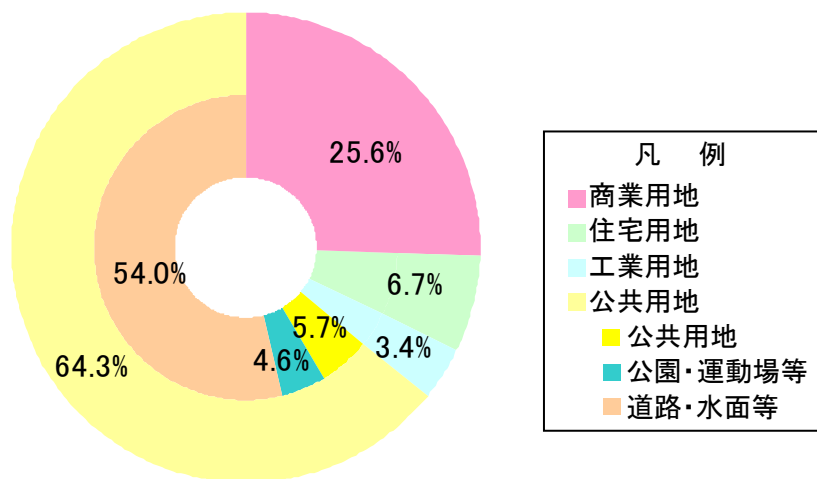
区内における鉄道をみると、JRでは、新日本橋駅・馬喰町駅・八丁堀駅の3駅が設置されています。また区域外ではありますが、近接して神田駅・東京駅・有楽町駅および新橋駅の各駅があります。また、地下鉄としては、東京地下鉄の銀座線・丸の内線・日比谷線・東西線・有楽町線・半蔵門線と都営地下鉄の浅草線・新宿線・大江戸線の9路線が開通しています。区内に設置されている駅は28あり、ほぼ全域が400~500mの徒歩圏で、いずれかの地下鉄駅に到達できるまでに整備されています。

バス路線は、16系統の都バスが区内を網の目のように運行し、特に銀座界隈には4系統が通り、さらに東京駅には多くの系統の起終点が集中し、八重洲口には4系統が発着しています。水上交通は、外航客船や大型の内航客船が寄港する晴海客船ターミナルが設置されているほか、区内の隅田川と東京港には、東京都公園協会および東京都観光汽船の水上バスが運行され、浜離宮恩賜庭園など4カ所の発着所が設置されています。

6) 土地利用

土地利用の状況をみると、大半は道路・水面等を含む公共用地(64.3%)であり、商業用地が区面積の25.6%、住宅用地が6.7%、工業用地が3.4%となっています。また、公園・運動場等は4.6%となっています。

図3-4 土地利用の状況



出典 土地利用現況調査(平成13年度)
の数値よりグラフ作成



7) 歴史的価値を有する緑

(1) 公園等

火除地

広小路と呼ばれる火除地は火災の延焼を防ぐための防火地帯として、明暦の大火以来江戸の各所に配置したものです。

常時はまちなかの広場として近隣の住民に利用されたものであり、本区には両国広小路や江戸橋広小路などがありました。

特に、現在の東日本橋にあった両国広小路は見せ物や飲み食いの店などで賑わい、その雑踏は江戸随一と呼ばれました。戦後の近代化でビルが建てられ空地は消失しましたが、両国橋のたもとに名残を記す記念碑が建てられています。

坂本町公園

明治22年、市区改正条例により東京における最初の市街地小公園として開園しました。開園当初は樹木がうっそうとした風雅な涼亭を備えた和風庭園でしたが、関東大震災で焼失。震災復興の区画整理により、公園と小学校とが一体的に利用できる児童コーナーを設けた洋風の公園になりました。東京大空襲で再び消失、その後児童公園として度々改修され、現在に至っています。



昭和初期の坂本町公園パンフレット
出典：(財)東京都公園協会 所蔵資料

震災復興公園

関東大震災では東京市部の約43%が焦土と化し、公園や広場には市民の70%に当たる157万の人々が避難したといわれ、公園の効用が十分に発揮されました。その後、震災復興公園として、東京市では大公園3箇所、小公園52箇所が整備されました。そのうち、本区では大公園として浜町公園、小公園として越前堀児童公園、蛸殻町公園、月島第二児童公園など11公園がつくられました。

これら、本区の震災復興公園は隣接する小学校校庭の延長としての教材園および運動場補助として小学校と一体の公園として整備されています。

また、震災復興公園の特徴として、大公園は芝生や花壇の地割、幾何学的な列植と曲線園路の組み合わせ、小公園は整形の地割の中に、外周の常緑樹による防火植栽や独立樹の列植をもつ広場、建築的なパーゴラの上に配置されたブランコ、滑り台、砂場によるプレイロットからなり、その後の児童公園の原形になったといわれます。

浜離宮恩賜庭園

浜離宮恩賜庭園は、潮入の池と二つの鴨場を持つ代表的な江戸時代の大名庭園です。この地は寛永年代(1624~1644)までは将軍家の鷹狩場で一面芦原でした。四大将軍家綱の弟の綱重は、承応3(1654)年、将軍からこの地を賜り、海を埋め立て別邸を建て、その後綱重の子、



家宣が6代将軍になったのを契機に、この家屋は将軍家のものとなり、浜御殿と改められました。明治維新により皇室の離宮となり、関東大震災や戦災によってその後御茶屋などの数々の建造物や樹木が損傷し、往時の面影はなくなりましたが、昭和20年11月、東京都に下賜され、整備のうえ現在に至り、有料公開されています。なお、昭和27年11月には国の文化財保護法に基づいて、国の特別名勝、特別史跡に指定されました。現存する潮入り庭園の典型で、大名庭園の代表的なものです。

(2) 社寺

中央区内には多数の建造物、古文書、絵図などの文化財等が分布しており、これらの多くは、住吉神社、東陽院、小綱神社、鉄砲洲稻荷神社、法重寺、築地本願寺等の社寺によって管理されています。こうした社寺境内地の緑とオープンスペースは文化を伝える緑として重要です。

(3) 大木

大木の中にはその生い立ちにいわれをもっている木や地域のシンボルとなっている木などがあります。緑の実態調査報告書(平成9年)によると幹廻り120cm以上の樹木は、121本確認されています(浜離宮恩賜庭園を除く)。

浜離宮恩賜庭園については、幹廻り300cm以上の大木が39本確認されています。樹種としては、タブノキ、クスノキなどが多く見られます。

また、園内には六代将軍家宣が庭園を大改修した時、その偉業を称えて植えられたとされる樹齢300年の松が存在します。

8) 都市整備状況

(1) 特定街区・総合設計制度による都市整備状況

特定街区

特定街区は、適正な規模の街区ごとに都市計画的見地から複数敷地の統合、有効空地の確保、良好な環境と健全な形態をした建物の建築により、市街地の整備改善を図る制度です。

本区に指定されている特定街区は、全部で10箇所あります。

総合設計

総合設計は、建築敷地の規模を共同化により拡大して土地の有効活用を行うとともに、敷地内の公開空地を積極的に確保させることにより、市街地環境の整備改善を図ることを目的とした制度で、建築基準法に規定されている容積制限、高さ制限及び斜線制限を緩和する例外的な建築許可です。

本区では、現在89件(都所管78件、区所管11件)がこの制度による許可を受けています。特に土地をより高度に利用することが望まれる本区の開発では、積極的に活用され、敷地内の公開空地を確保することにより、市街地環境の改善が図られています。

(2) その他の公的な都市整備状況

市街地再開発事業

市街地再開発事業は、都市再開発法に基づき、中心商店街や駅前をはじめとする中心市街地において、防災上危険な地区や駅前広場等の公共



施設の遅れている地区の再整備を行うことにより、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業です。

事業に要する費用の一部を国や地方公共団体が助成していく制度であり、住民が主体となって地区の再整備を推進していくうえで有効な手法となっています。

本区では、晴海一丁目地区や勝どき六丁目地区など7地区が完了し、現在、晴海三丁目西地区など3地区が事業中です。

地区計画

地区レベルで有効な市街地の形成及び保全を図るため、地区の特性に応じて、建物の高さや壁面の位置についてまちづくりのルールを定め、地区施設(細街路、小公園等)と建築物について総合的に計画し、規制・誘導を行う制度です。

本区では、第1ゾーン(概ね首都高速1号線と隅田川に囲まれた区域)入月島地区、銀座地区、日本橋・東京駅前地区が指定され、区域面積の合計は624.4haとなっています。

(3) 都市再生特別地区による都市整備状況

都市再生特別地区は、都市再生特別措置法に基づき、主に民間による都市開発事業を適切に促進することなどによって、緊急かつ重点的に地域を整備し、豊かで快適な、さらには国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生する拠点とするものです。東京都などが都市計画手続きを経て決定し、容積率など都市計画上の特例などが認められます。

本区では日本橋室町東地区など3箇所が決定しています。

9) 生き物

(1) 野鳥

野鳥は浜離宮恩賜庭園を中心に水辺の鳥など比較的多くの種類が確認されています。浜離宮恩賜庭園の調査によりますと、平成19年度1年間で確認した野鳥の種類はマガモ、ジョウビタキ、オオヨシキリ、ゴイサギ、カワセミなど69種となっています。また、冬期に児童とバードウォッチングしている中央区バードウォッチングクラブの観察会ではカワウ、ホシハジロ、ハクセキレイ、ツグミなど25種類前後の野鳥が観察されています。

(2) 蝶類

蝶については、街路樹や公開空地など街なかへのクスノキの植樹によりアオスジアゲハが多く見られます。また、浜町公園ビオトープではミカンやフジツギ(ブッドレア)の木にアゲハやクロアゲハが、下草にモンシロチョウなどが観察できます。

(3) 水生生物・底生生物

中央区が実施した水生生物調査(平成15年7月)によると、区内河川や運河で確認できた魚類等はスズキ、ボラ、マハゼなど18種、底生生物はアサリ、ゴカイ類など21種類、付着生物はフジツボ類、マガキなど11種類でした。



3 . 中央区の緑の現況

1) 緑被状況

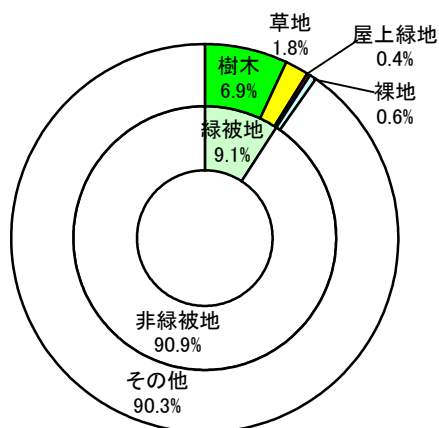
緑被地は、樹木被覆地と草地をあわせた土地で、緑被率は一定の区域における緑被地の占める割合をパーセントで表示します。

(1) 区全体の緑被状況

区全域の緑被地は「中央区緑の実態調査（平成17年3月）」によると91.91haで、緑被率は9.1%です。前回調査（平成9年）の7.4%から大幅に増加しています。

また、緑被地の内訳は、樹木被覆地が70.00ha(6.9%)、草地在18.21ha（1.8%）、屋上緑地が3.70ha(0.4%)となっています。

図3-5 緑被等の構成比

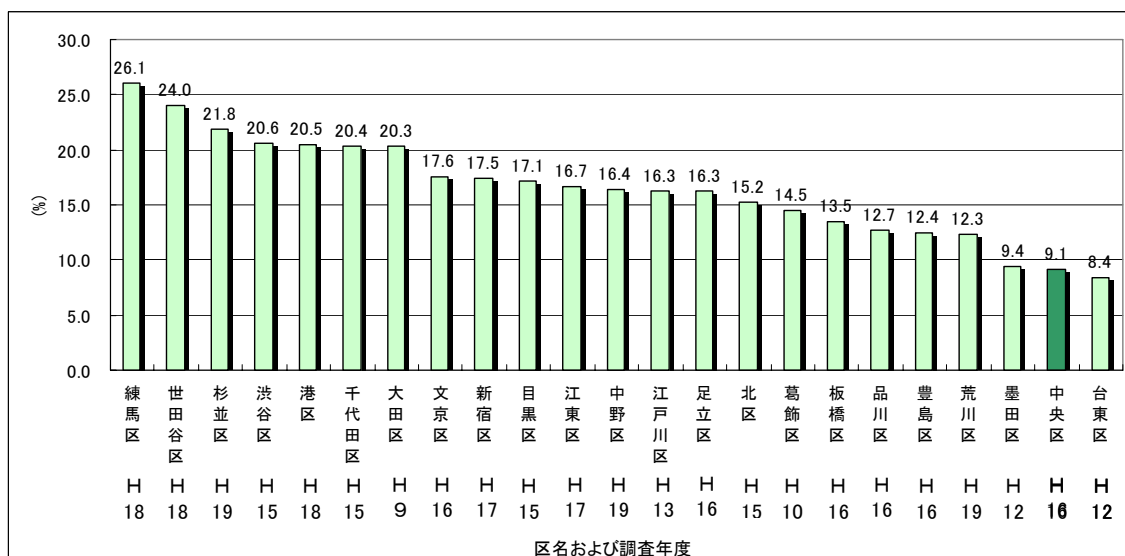


(2) 土地利用別の現況

緑被地が存在する場所を公園、児童遊園、学校、道路・河川、住宅・事務所・社寺等の主要用地の5つに分類してみると、最も高いのが公園で37.1%、次に住宅・事務所・社寺等が32.2%、道路及び河川が28.3%となっています。このことから、公園と道路・河川の緑被が全体の6割以上を占めていることがわかります。



図3-6 23区の緑被率の比較



※調査方法は各区により異なります。

《地区別の現況》

緑被率の高い地区は築地地区(20.7%)、晴海地区(15.9%)、月島・佃地区(9.5%)で、低い地区は日本橋問屋街地区(3.1%)、日本橋金融・商業街地区(3.5%)、東京駅前地区(3.6%)です。

図3-7 地区区分図

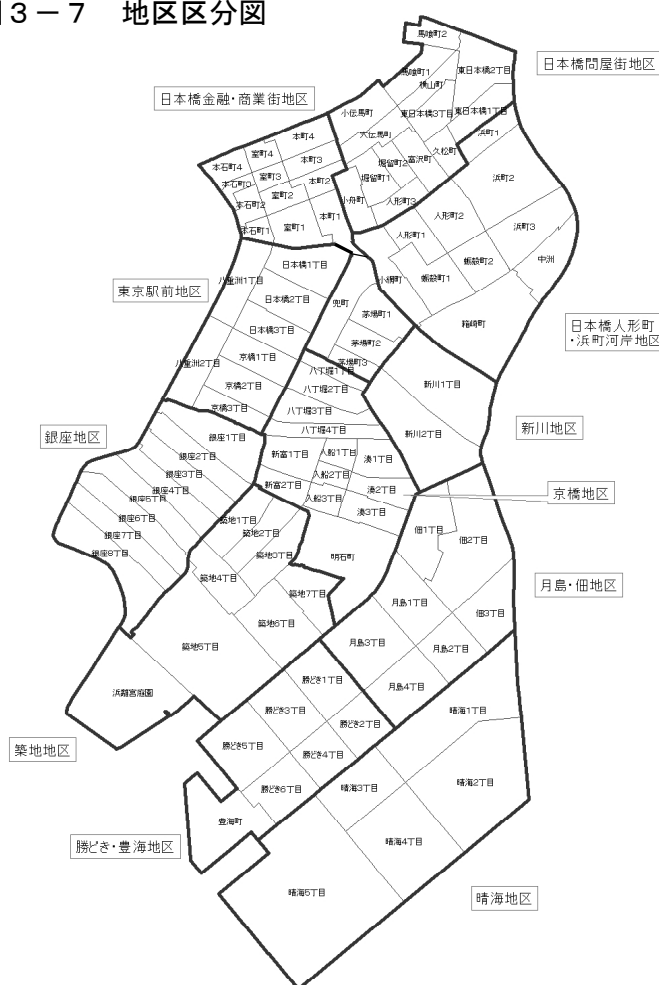
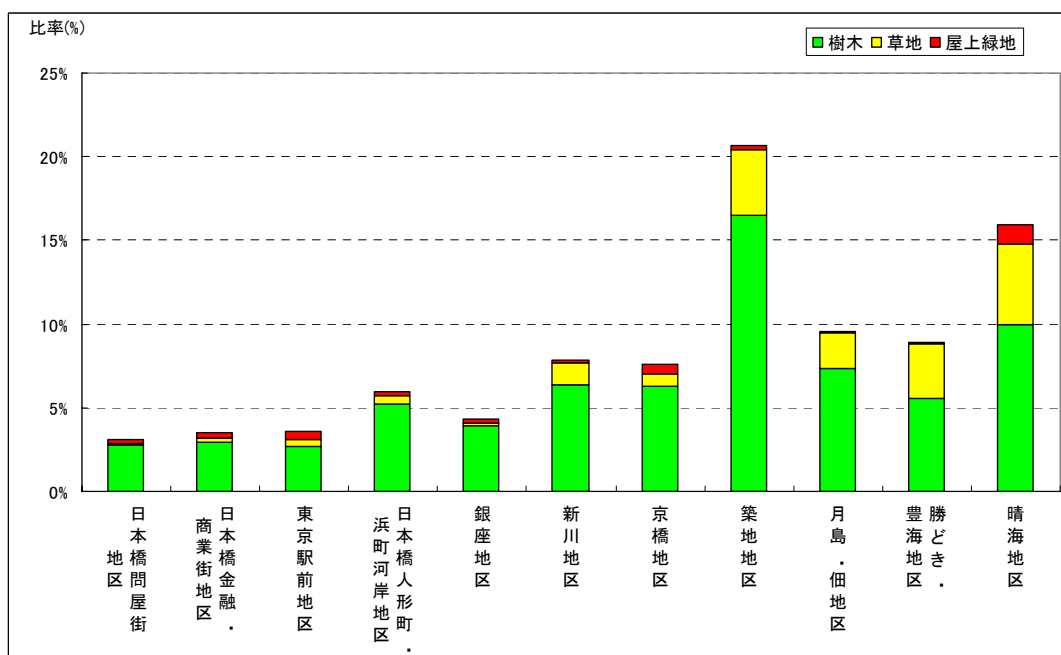


図3-8 地区別の緑被率



《緑被の推移》

昭和61年から平成3年度、平成8年度にかけて0.7ポイント、0.1ポイントと増加し、平成16年度は平成8年度から1.7ポイントと大きく増加しました。

これは再開発事業等により大規模な公園や緑地が整備されたことや樹木の成長などによります。

図3-9 緑被面積等の推移

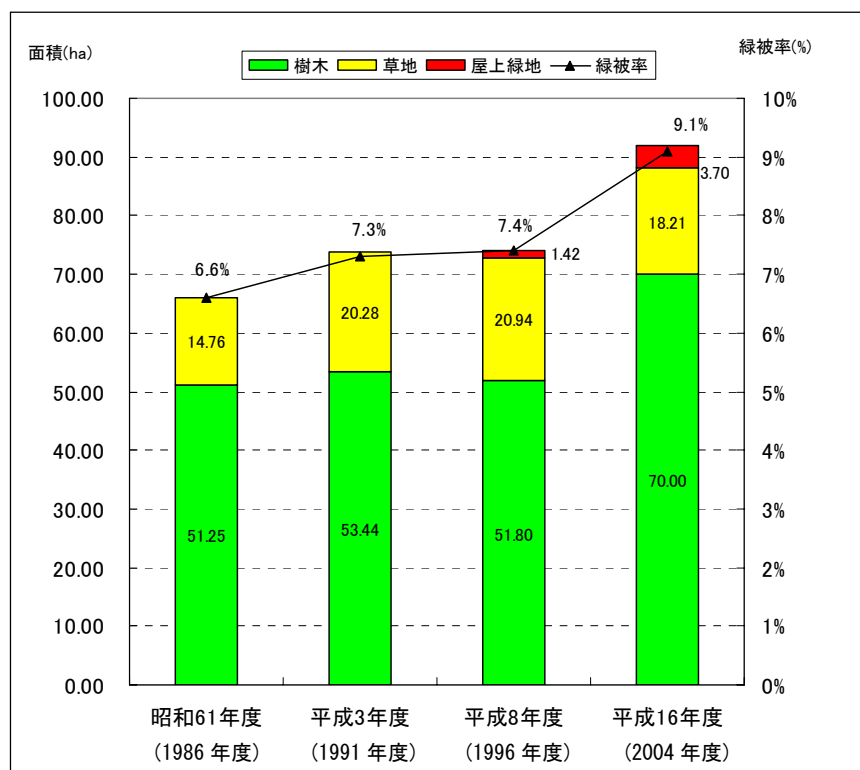


図3-10 緑被分布図



中央区緑の実態調査（第4回）2005.3



2) 緑化状況

(1) 街路空間

概況

中央区の土地利用比率をみると、道路の占める割合が高く、約 29.3% を占めており、23 区中最も高い数値となっています。

緑化状況

こうした道路の空間を利用し、街路樹、緑地帯や植樹帯の整備が進められており、まとまった緑の少ない中央区において軸の緑として重要な役割を果たしています。街路樹の樹種としては、スズカケノキ、イチヨウ、ヤナギが多くみられます。

(2) 河川・運河

概況

かつて網目のように張りめぐらされていた水路も都市化の進展とともに多くが埋め立てられ消失しました。

現在中央区における一級河川は、武蔵野台地の大半を流域とする荒川水系の隅田川があり、荒川から分水後、区内では神田川、日本橋川、亀島川、月島川等の小河川を合わせ、築地先で東京湾に注いでいます。二級河川は単独水系として築地川、汐留川が指定されています。

多くの水路が消失したとはいえ区の面積に占める水面面積は約 18.3% で、都内随一です。

緑化状況

a. 隅田川

築地市場や日本橋川、亀島川などの合流箇所を除いてテラスが整備されるとともに堤防壁面の緑化も進んでいます。また、スーパー堤防や緩傾斜堤防の区内整備率は約 50% となっており、隅田川全体の約 27% を大きく上回っています。スーパー堤防や緩傾斜堤防上部は公園等が整備され、公開空地等と一体になり良好な水辺景観を形成しています。

テラスの緑化活動では、地域の方々が花壇管理する「花守」活動が中洲、箱崎、明石町・築地の3地区で行われています。

b. 神田川

屋形船等が浮かび、風情のある景観を形成しています。護岸は垂直であり、緑化は護岸沿いのシダレヤナギの並木程度です。

c. 日本橋川

垂直護岸で高速道路が覆われた箇所が多いため、これまで緑は橋詰や河川沿いの児童遊園程度でした。区ではツタ類による護岸緑化(約 260m)を進めるとともに、日本橋付近ではハンギングバスケットやフジの植栽、アジサイ、ハギなどによる緑化(約 65m)がされています。

d. 亀島川

緑は橋詰にある児童遊園や旧稲荷橋付近の街路樹程度となっています。



e.月島川

一部区域を除いて、みどりの散歩道が整備され、サクラの花見を楽しむ人やテラスでハゼ釣りをする人に親しまれています。

f.築地川、汐留川

浜離宮恩賜庭園を取り囲み、河口部はレインボーブリッジ等良い眺望がみられます。河川沿いは、一方が庭園に面していますが、他方は築地市場、民間ビル、下水ポンプ場、道路に面し、緑が少ない状況です。

g.朝潮運河

緑は、黎明橋公園や晴海一丁目の桜の散歩道や護岸沿いの緑地帯程度ですが、晴海三丁目西や晴海五丁目では再開発事業により運河沿いには幅員 11m のプロムナードの整備が進められています。

橋詰の利用状況

中央区内の河川・運河には多くの橋が架けられており、橋詰の空間は区の特徴的な空間構成要素となっています。また、この橋詰空間を活かして児童遊園、広場、植栽等のスペースが設けられています。

(3) 屋上・壁面空間等と緑化状況

中央区では、早くから高島屋や聖路加国際病院などで屋上緑化が行われてきました。近年、軽量土壌や地下支柱など緑化資材の技術開発が進められるとともにヒートアイランド現象など環境問題の深刻化などから屋上緑化への取り組みが高まっています。平成 16 年度に実施した緑の実態調査では屋上緑化の箇所は 977 箇所、面積にして約 3.7ha となっています。一方、壁面緑化は屋上緑化ほど普及していませんが、緑化資材の開発などにより取り組みが急速に広がっています。

(4) 公開空地等と緑化空間

公開空地等によって生み出される緑空間は大きな比率を占め、緑被増加の大きな要因になるとともにシンボリックな空間になっています。

総合設計制度による公開空地は約 19.3ha となっています。

(5) 学校と緑化状況

まとまった緑化スペースの確保が難しい中央区において学校緑化を充実させていくことが重要です。学校緑化では児童の環境教育の一環として小規模ながら、池の設置や実のなる木の植栽などによるビオトープが整備されています。また、建物の改修にあわせ、屋上緑化の取り組みが行われています。



3) 公園緑地等の現況

全体の概況

中央区には都立公園 1 箇所、海上公園 1 箇所、区立公園 51 箇所、児童遊園 37 箇所の、合わせて 90 箇所の公園・児童遊園があり、その面積は 566,983.23 m²です(平成 20 年 4 月現在)。これは区面積の約 5.6%にあたります。

表 3-1 公園・児童遊園の状況

種 別	箇所数	面積 (m ²)	内訳等
都立公園	1	250,215.72	浜離宮恩賜庭園
海上公園	2	34,259.93	晴海ふ頭公園、春海橋公園
区立公園	51	277,330.40	平均 5,437.85 m ²
児童遊園	37	13,926.67	平均 376.40 m ²
合 計	91	575,732.72	

* 海上公園のうち、春海橋公園(中央区内 8,749.49 m²)については、晴海二丁目土地区画整理事業により一時休止されている。

出典：中央区政年鑑(平成 20 年版)をもとに作成

過去 10 年間、公園面積は、543,663.43 m²(平成 11 年)から 575,732.72 m²(平成 20 年)と 32,069.29 m²増加しています(約 5.9 ポイント増)。

また、区民一人当たりの公園面積は、近年の人口の大幅な増加により 7.25 m²(平成 11 年)から 5.34 m²(平成 20 年)と大きく減少していますが、都市公園法の市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準である 5 m²や 23 区平均の 4.48 m²より高い水準となっています。

表 3-2 公園数、一人当たりの公園面積

	項目	平成 11 年	平成 20 年
中央区	公園面積計 (m ²)	543,663.43	575,732.72
	人口 (人)	75,026	107,793
	一人当たり公園面積(m ² /人)	7.25	5.34
東京 23 区	公園面積計 (m ²)	36,012,932.63	38,526,431.72
	人口 (人)	8,006,149	8,599,650
	一人当たり公園面積(m ² /人)	4.50	4.48

各年 4 月 1 日現在、東京 23 区の平成 20 年分は平成 19 年 4 月 1 日現在

出典：中央区政年鑑(平成 20 年版)、特別区協議会 HP をもとに作成



第4章 これまでの施策の実績

1) 計画の目標に対する実績

平成11年3月に策定した、緑の基本計画では、「みどり粋いき - アーバンオアシス - 」をキャッチフレーズとし、計画の目標を

- ・花、水、緑豊かな都心を創造する。
- ・緑を50パーセント増やす。
- ・みんなで緑をつくる。

と設定しました。この目標に対する事業の推進状況は以下の通りとなります。

「花、水、緑豊かな都心を創造する」では、緑の質的な向上を目指し、水辺沿いの公園整備や「花と緑のまちづくり推進要綱」による屋上緑化等の促進、道路や公園等への花壇の設置、特徴ある街路樹の整備、護岸の緑化などの取り組みを進めてきました。

「緑を50パーセント増やす」とした緑の量的な目標では、目標の50%には至りませんでした。新たな公園の整備や親水護岸の整備、再開発事業による公開空地の整備、街路樹の整備などにより、区内の緑被面積は平成8年度の741,575㎡から平成16年度の919,153㎡へと24ポイント増加しました。

「みんなで緑をつくる」では、公園づくりへの地域住民の参加や花壇ボランティア促進、「花と緑のまちづくり推進要綱」による緑づくりの支援体制づくりを進めてきました。



2) 基本方針・施策の体系に対する実績

緑の基本計画では、4つの基本方針として

- (1) まちづくりの中で緑とオープンスペースの拡充を図る
- (2) 水と緑のネットワークを形成する
- (3) 緑の質の向上を図る
- (4) 緑化活動を支援するしくみづくりを進める

を設定し、この基本方針を4つの柱として、それぞれの柱ごとに施策の体系をたてています。各施策ごとの実績と課題を整理すると以下のとおりです。

■これまでの施策の実績と課題

基本方針	施策の項目	実績	課題
まちづくりの中で緑とオープンスペースの拡充を図る	公園の整備	緑の拠点づくりとして、公園新設5公園(11,089㎡)、公園拡張9公園(22,311㎡)、児童遊園新設1箇所(942㎡)、拡張1箇所(1,277㎡)の整備。 広域避難場所や一時集合場所の公園等に、防災トイレ、パーゴラ、かまどベンチなど防災施設の整備。	・公園面積のさらなる拡充 ・子供の遊び場や運動の場の充実
	水辺の緑づくり	防潮護岸の整備(晴海二丁目での幅50m延長520m、面積約2.6haの護岸)。 スーパー堤防による石川島公園、浜町公園の整備、緩傾斜堤防による新川公園の拡張。	・親水護岸のさらなる拡充
	街路の緑化	歩道拡幅等による特徴ある街路樹や植樹帯の整備(街路樹23種6,244本から29種6,440本に増加)。 憩いの場としての街角広場の整備(8箇所)。	・街路樹整備の推進 ・良好な街路空間の整備
	公共施設の緑化	庁舎、学校等の公共施設、新設11施設、改修11施設の緑化の実施(緑化面積約5,400㎡、うち屋上等緑化は約4,000㎡)。 区立住宅2施設、都営住宅2施設の新設による緑化の実施(緑化面積約1,000㎡、うち屋上等緑化は約90㎡)。	・公共施設の新設や改修等に合わせた積極的な緑化の推進
水と緑のネットワークを形成する	街路による緑のネットワークづくり	ショッピングモールの整備(みゆき通りの充実)。 緑地帯の改修(シンボルロードなど)。	・道路緑化による緑のネットワークの推進
	河川・運河による緑のネットワークづくり	日本橋川のツタ類等による護岸緑化(約330m)の実施。 亀島川緑化計画の策定。 朝潮運河の緑道等整備(晴海三丁目西他約510m)。	・水辺の緑化の更なる推進



基本方針	施策の項目	実績	課題
緑の質の向上を図る	花の景観づくり	公園・道路等へのサクラ植樹。 花の公園の整備（築地川亀井橋公園）。	・花の空間の拡大
	大木の景観づくり	保護樹木・樹林の指定（住吉神社などの樹木7本を指定）。	・保護樹木・樹林の指定の拡大
	緑化空間の工夫	「花と緑のまちづくり推進要綱」による屋上・壁面緑化の促進（緑化計画書による屋上緑化約3,300㎡）。 東京都「東京における自然の保護と回復に関する条例」による屋上緑化の促進（14年度から約17,550㎡の緑化計画書の受理）。	・新技術の導入等による緑化空間の拡大 ・良質な屋上緑化等の推進
	公園等のバリアフリー化	公園整備に伴う入口、スロープ、水飲みなどのバリアフリー対応（桜川公園、石川島公園等）。 バリアフリー対応便所（19箇所設置）。	・バリアフリー新法による推進
緑化活動を支援するしくみづくりを進める	ビオトープネットワークと風の道づくり	生き物に配慮した護岸整備（隅田川、朝潮運河）。 公園、学校へのビオトープ整備（浜町公園など）。 公園や公開空地などの整備による河川・運河沿いの風の道形成（石川島、晴海一丁目再開発）。	・水と緑のネットワークの更なる推進
	区民・企業参加のしくみづくり	意見交換会などによる公園づくりへの地域住民やPTAの参加。 花咲く街角事業の推進（区内花壇170箇所中63箇所ボランティア花壇管理を実施）。 地域住民や企業による公園や道路・河川の花壇管理、緑化活動、清掃活動の拡充。	・公園づくりへの住民参加の積極的推進 ・アダプト手法の導入
	緑づくりの支援体制づくり	「花と緑のまちづくり推進要綱」改正による緑化指導対象の拡大や屋上緑化助成対象限度額の拡大、住宅系建築物優遇等。 苗木即売会における緑化相談の実施。	・助成制度の積極的かつ継続的なPR
	緑づくりの普及・啓発	子どもや各種団体による記念植樹、苗木即売会の実施。 屋上緑化等のパンフレットの作成。 区の木、区の花による緑化。	・緑に関わる担い手の人材育成等緑化意識の高揚
	緑に関する調査	公園利用実態調査（月島第一児童公園）。 区政世論調査による公園施策に対する意識調査。	・利用実態調査などによるニーズの把握 ・緑の実態調査の継続的实施



第5章 課題の整理

中央区では、まちづくりや道路整備などさまざまな機会を通じて緑の拡大・充実を図ってきました。こうした取り組みにより、緑被率は大幅に増加するなど緑の充実が図られました。しかし、今後、下記の緑をとりまく社会情勢の変化や緑に期待される役割の増加などに対応した新たな施策の展開が必要となっています。

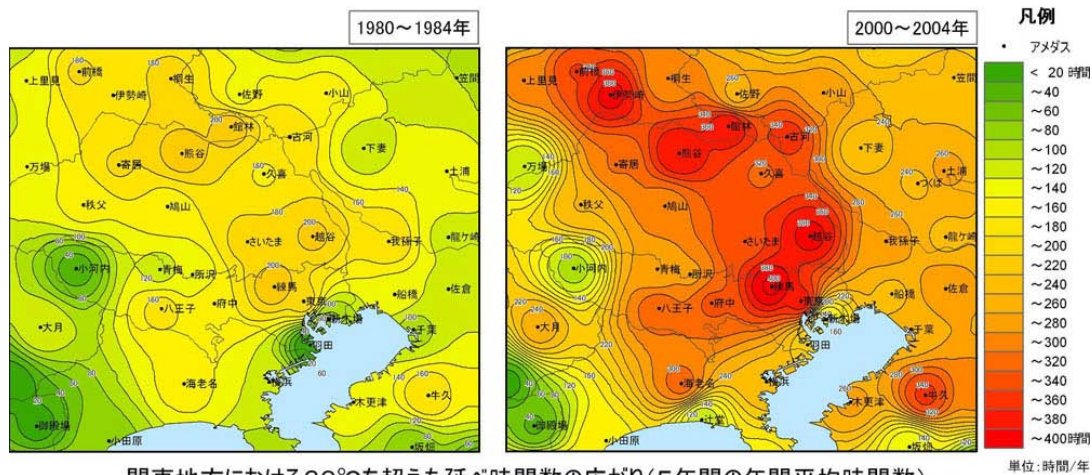
ヒートアイランド現象や地球規模で拡大する温暖化などの環境問題の顕在化
 近年の急激な人口の増加とそれに伴う子どもの増加
 中央区が目指す「世界に誇れる風格あるまち中央区」の実現や「花の都中央区宣言」の推進

都市環境改善に向けた高い道路率や豊富な水辺の有効活用

これらの事柄を踏まえ、4つの視点で中央区の緑に関する課題を整理しました。

近年、都心では夏の夜間温度が周辺地域より高くなる「ヒートアイランド現象」が顕著になっています。東京都心部は高温状態を示す赤色を示し、まさに「熱の島」になっています。

図5-1 関東地方における30℃を超えた延べ時間数の広がり(5年間の年間平均時間)



関東地方における30℃を超えた延べ時間数の広がり(5年間の年間平均時間)

出典：環境省 「ヒートアイランド現象の実態解析と対策のあり方について」平成13年

1. 公園の整備・拡張とともに、河川・運河、街路空間、公開空地、屋上・壁面、公共施設等の緑化により緑の量的拡大を図る必要があります。

- ・人口の増加に対応するため、人々の憩い・休息機能を高める緑の拡充を図るとともに、子どもたちの遊びや運動の場を確保する必要があります。
- ・市街地再開発事業や総合設計などまちづくりの機会をとらえ、緑を増やす必要があります。
- ・建築物の屋上・壁面の積極的な活用や狭い歩道など、これまで緑化が難しかった場所や小規模な場所についても工夫をこらして、緑化を進める必要があります。
- ・大木の育成や街路樹の高中低木による多層的な緑化などにより、風格ある緑を形成する必要があります。



- ・屋上では芝生やセダムによる緑化だけでなく、樹木によるボリュームのある緑化を行う必要があります。

2. 大規模な公園、緑地と街路空間、河川・運河等の水辺空間を活かし、区内だけにとどまることなく東京湾や隅田川などに着目した広域的な視点に配慮して水と緑のネットワークを形成する必要があります。

- ・大規模公園等の緑を拠点に、街路樹・緑地帯の整備とともに河川・運河沿いの公園、緑道等の整備により水と緑のネットワークを形成することが必要です。
- ・ヒートアイランド現象等の環境問題に対応するため、海から内陸につながる広域的な大きな風の道づくりが必要です。さらに、地域の気候を改善するためには小さな風の道づくりも必要です。
- ・街路の緑や河川・運河沿いの緑と壁面等を含めた市街地の緑との一体性を高め、水と緑のネットワークを強化する必要があります。
- ・野鳥や昆虫等生き物の移動経路や生息環境に配慮したビオトープ・ネットワークを形成する必要があります。
- ・誰もが安全に避難できる避難路等のネットワークを形成し、安全で災害に強いまちづくりに寄与する緑づくりを行う必要があります。

まとまった緑地は、緑の蒸散作用などにより、島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成する、という効果があります。

図5-2 クールアイランドの形成と冷気のにじみだし



出典：国土交通省 「環境の世紀」における公園緑地の取り組み

3. 世界に誇れる風格のあるまちづくりや「花の都中央区宣言」の実現を目指し、地域の特性を活かしつつ、緑の質的な充実を図る必要があります。

- ・ 花の咲く木や新葉、紅葉が美しい木など特色ある樹木を植栽することにより、それぞれの通りや商店街における都市景観を演出する緑化を行う必要があります。
- ・ 橋詰や交差点などでは、大木によるシンボルツリーなどまちのランドマークとなる緑化が必要です。
- ・ 人工地盤や壁面の緑化など緑の豊かさが実感できる目に見える緑を増やす必要があります。
- ・ 生き物の回復につながる、実のなる木や食草となる緑化を行う必要があります。
- ・ 佃や月島地区などの路地を活かした下町らしい緑を大切にする必要があります。
- ・ 浜町公園や震災復興の学校公園などにおいては、その歴史的・文化的資源の活用が必要です。
- ・ 河川・運河のテラス整備や緑化により、水辺の魅力を高め、水辺に向けた建物づくりを誘導する必要があります。
- ・ 避難場所となる公園では、火災に耐える木の植栽や高中低木による複層的な厚みのある緑化を行う必要があります。
- ・ 高齢者や障害のある方などが身近に楽しむことができる緑化や花壇などの施設整備を行う必要があります。
- ・ 緑化においては、都市環境に適応する樹種を選定するとともに、緑が健全に育つよう、適正な維持管理を行う必要があります。

4. 緑化活動を支援する体制づくりを進める必要があります。

- ・ 地域の特性を活かした緑づくりを進めるため、区民・企業等が緑化に参加しやすい仕組みづくり、活動を支援する仕組みづくりを行う必要があります。
- ・ 区民や企業等が緑に親しむ機会を広げ、緑の持つ多様な価値の発信や緑化の充実につながるよう普及・啓発を図る必要があります。
- ・ 民間施設の屋上や壁面をはじめとする緑化の普及を図るため、「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」などの積極的なPRを行っていく必要があります。
- ・ 中央区らしい緑づくりや公園づくりを行うため、緑に関する調査・研究を継続的に進める必要があります。

